

岩手県告示第147号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営日頃市西地区（宿1工区、宿2工区、宿3工区、大森1工区、大森2工区、平山2工区、平山3工区、大野工区、鷹生1工区、鷹生2工区、鷹生3工区、鷹生4工区及び鷹生5工区）土地改良事業（大船渡市）に係る換地処分をした。

平成21年2月20日

岩手県知事 達 増 拓 也